

第 3 5 号議案

長岡京市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

長岡京市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年長岡京市条例第 1 3 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 4 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号）の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の引上げ及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

長岡京市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年長岡京市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となつた場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となつた場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族</p>

改正後	改正前																																						
<p>のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>【削る】</p> <p>(1)～(5) 【略 号の繰上げ】</p> <p>4 【略】</p> <p>別表</p> <p>補償基礎額表（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="204 1093 783 1630"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>13,340円</td> <td>14,170円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>11,670</td> <td>12,500</td> <td>13,340</td> </tr> <tr> <td>班長及び団員</td> <td>10,000</td> <td>10,840</td> <td>11,670</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 【略】</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円	分団長及び副分団長	11,670	12,500	13,340	班長及び団員	10,000	10,840	11,670	<p>のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については<u>100円</u>を、<u>第2号に該当する扶養親族については1人につき383円</u>を、<u>第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) <u>配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2)～(6) 【略】</p> <p>4 【略】</p> <p>別表</p> <p>補償基礎額表（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="812 1093 1391 1630"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,900円</td> <td>13,700円</td> <td>14,500円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>11,300</td> <td>12,100</td> <td>12,900</td> </tr> <tr> <td>班長及び団員</td> <td>9,700</td> <td>10,500</td> <td>11,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 【略】</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円	分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900	班長及び団員	9,700	10,500	11,300
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円																																				
分団長及び副分団長	11,670	12,500	13,340																																				
班長及び団員	10,000	10,840	11,670																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円																																				
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900																																				
班長及び団員	9,700	10,500	11,300																																				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長岡京市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた長

岡京市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。